# 様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1 -②を用いること。

学校名	埼玉純真短期大学
設置者名	学校法人純真学園

1.「実務経験のある教員等による授業科目」の数

	<b>秋貝子による[大木</b>	<u> </u>	V 7 9A					
		夜間· 通信		寒務経 教員等 業科目	による		省令である	配置困難
学部名	学科名	制の場合	全学 共通 科目	学部 等 共通 科目	専門科目	合計	基準単位数	
	こども学科	夜 ・ 通信	14			14	7	
(備考)								

	2.	「実務経験のあ	らる教員等によ	る授業科目	」の一覧表の公表方法
--	----	---------	---------	-------	------------

ホームページ上に掲載し公開している。

https://www.sai-junshin.ac.jp/junshin/wp-

 $\verb|content/uploads/2022/06/120753882dd76223b506cc575e30c0c7.pdf|$ 

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

# 様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校 法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いる こと。

学校名	埼玉純真短期大学
設置者名	学校法人純真学園

# 1. 理事(役員)名簿の公表方法

ホームページにて公表

http://www.junshin.org/sougou\_johokokai/

# 2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	公認会計士	2年間 (R3年4月 1日~R5年 3月31日ま で)	財務面への助言、提言等
非常勤	他の学校法人理事	2年間 (R3年4月 1日~R5年 3月31日ま で)	学校法人運営全般 の助言、提言等
(備考)			

## 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	埼玉純真短期大学
設置者名	学校法人純真学園

## ○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1.授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準 その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

シラバスの作成にあたって、依頼する際に全科目担当教員に「シラバス作成にあたって」という文書を配布して、シラバスに記載すべき事項に漏れがないように注意を促し、授業のねらい、到達目標、授業計画(時間数と授業内容)、授業時間外の学習、授業の方法、教科書や参考図書、評価の方法が適切に示されるようにしている。各科目担当教員から集まったシラバス原稿は教務委員会で確認し、各項目が適切に書かれているかのチェックを行っている。

シラバスは、3月下旬に作成され、4月に学生に配布するとともにホームページ上においても広く公表している。

授業計画書の公表方法

ホームページ 上(「大学案内」の情報公開「シラバス」に掲載。 https://www.sai-junshin.ac.jp/junshin/wp-

content/uploads/2022/04/bfcfb577ddceda6aecf5ad63a28fa1ef.pdf

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

「シラバス」において、各科目における評価方法を明確にしており、その評価方法が適切であることが教務委員会においても検討されている。また、評価にあたっては、「埼玉純真短期大学学則第33条(成績評価及び単位認定)」に定められたとおりに各科目担当教員が評価している。各科目担当教員がシラバスどおりに適正に学修成果の評価を行っているかについては、「授業・評価に関するコメント」アンケートを実施し、確認している。

[埼玉純真短期大学学則第33条(成績評価及び単位認定)]

本学は、学修成績の評価方法を次のとおり定める。

- (1) 成績評価は、100点を満点とし、S (100 $\sim$ 90点)、A (89 $\sim$ 80点)、B (79 $\sim$ 70点)、C (69 $\sim$ 60点)、F (59点以下)の5段階をもって評価する。60点以上を合格、59点以下を不合格とする。尚、第32条に掲げる既修得単位の認定を受けた授業科目、あるいは本学の授業科目であっても科目によっては単位の認定を「T (認定)」と表示することがある。
- (2) 単位の認定は、必要な課程として定められた時数の3分の2以上出席し、本学の行う試験、その他による成績審査に合格したものに対して行う。ただし、第31条第1項の授業科目については学修の成果を評価して単位を認定する。
- ※2~4項については省略

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、 成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

成績評価については、客観的な指標としてGPAを設定し、成績の分布状況を把握している。成績評価を適切に実施しているかについては、各科目担当教員がシラバスどおりに成績評価を行っているかを「授業・評価に関するコメント」アンケートを実施して確認し、教務委員会においても検討されている。

以下のとおり、客観的な指標としてGPAを設定することについては「埼玉純真短期大学学則第33条(成績評価及び単位認定)」に定め、その算出方法については「埼玉純真短期大学履修規定第20条(成績)」に定めている。

[埼玉純真短期大学学則第33条(成績評価及び単位認定)]

本学は、学修成績の評価方法を次のとおり定める。

- ※1~2項については省略
- 3 成績評価を総合的に判断する指標として、認定平均値(Grade Point Average 以下「GPA」という)を用いる。
- 4 GPAは、評価点をS(4.0)・A(3.0)・B(2.0)・C(1.0)・F(0.0) とし、その単位数に乗じて得た積の合計を、総履修単位数で除して算出する。ただし、「T(認定)」は換算しない。

「埼玉純真短期大学履修規程第20条(成績)]

第20条 成績は100点を満点とし、60点以上を合格、それ未満を不合格とする。

2 成績の評価は以下の5段階とする。

100点~90点 S

89点~80点 A

79点~70点 B

69点~60点 C

59点~0点 F

- 3 GPAによる学業成績の評価は、以下の方式により行う。
- (1) 成績評価のグレードポイントは、授業科目の単位1単位につき以下のとおりとする。

S=4点 A=3点 B=2点 C=1点 F=0点

(2) GPAの計算式は以下の通りとする。

「S」の修得単位数imes 4 + 「A」の修得単位数imes 3 + 「B」の修得単位数imes 2 + 「C」の修得単位数imes 1 + 「F」の修得単位数imes 0

G P A= \* \* \* \*

総履修科目の単位数(「F」となった科目の単位数を含む)

- \* 途中で履修放棄した科目の単位数は含まない。
- \*\* 「F」となった科目を再履修して単位を修得した場合、分母には同一科目の単位数を重複して加算することをしない

客観的な指標の 算出方法の公表方法 学生、教員、関係者に配布している「学生便覧」の「学則」、「履 修規程」に掲載。ホームページ上「学則」に掲載。

https://www.sai-junshin.ac.jp/junshin/wp-content/uploads/2020/06/a51defb09ea27214b508ca7a9850f855.pdf

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

[卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要]

卒業または修了の認定については、ディプロマ・ポリシーならびに埼玉純真短期大学学則第34条(卒業要件及び卒業の時期)において以下のとおり定めている。

学位授与の方針は、本学の教育課程における単位認定基準(知識・技術・態度等の達成度) によって認定された単位が卒業要件を満たし、かつ、社会人、職業人として自覚と責任を持った行動ができると判断した学生に学位を授与するとしている。また、学校教育法第104条の3のとおり短期大学士学位が授与される。

卒業認定・学位授与の方針の定期的点検については、年度末に教務委員会で行っている。 教職員の意見を聴取したうえで、変更の必要があればその内容を教授会で審議することと している。

### [ディプロマ・ポリシー]

本学は「気品・知性・奉仕」の学園訓(建学の精神)に基づき、「健康にして良識ある人格高き社会の指導的人物を養成すること」を使命としています。この学園訓の具現化を意図して教育課程を編成しています。

この教育課程における単位認定基準(知識・技術・態度等の達成度)によって認定された 単位が卒業要件を満たし、かつ、社会人、職業人として自覚と責任を持った行動ができると 判断した学生に学位を授与します。

- ①学園訓(建学の精神)に基づき、信頼される保育者としての専門的知識と技術を習得し、子どもの教育や保育に貢献できる能力と社会人・職業人としての責務を果たすことができる。
- ②子どもを取り巻く環境や成長と発達についての深い理解と知識を修得し、強い使命感と深い教育的愛情、豊かな教養とピュアな精神で多面的に諸問題を解決できる信頼される保育者となることができる。
- ③社会の事象に常に関心を抱き、的確に捉え、地域における課題を発見し、自らの問題として捉え、修得した知識や技術でこれらを解決することなどを通して地域社会に貢献することができる。

「埼玉純真短期大学学則第34条(卒業要件及び卒業の時期)]

次の要件を満たす学生について、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- (1) 本学に2年以上在学し、定められた教養教育科目・専門教育科目の単位ならびに必修 単位を含め62単位以上を修得した者
- (2) 所定の納入金を納入した者
- (3) 短期大学士の学位を授与するにふさわしい人格識見と健全な精神を有していると判定された者
- (4) 卒業の時期は、学年の終了日とする。但し、前期の終了日までに本項第1号から第3号に規定する卒業の要件を満たした場合は、これを前期の終了日とすることができる。
- 2 転入学もしくは再入学者については、前項第1号に定める在学年限の規定にかかわらず、本学での在学年限を短縮することがある。

卒業の認定に関する 方針の公表方法 ホームページ上 (大学案内「情報公開」) に掲載している。 https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/ 様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4 -②を用いること。

0 - 1 11 - 0	
学校名	埼玉純真短期大学
設置者名	学校法人純真学園

## 1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	http://www.junshin.org/sougou_johokokai/
収支計算書又は損益計算書	http://www.junshin.org/sougou_johokokai/
財産目録	http://www.junshin.org/sougou_johokokai/
事業報告書	http://www.junshin.org/sougou_johokokai/
監事による監査報告(書)	http://www.junshin.org/sougou_johokokai/

# 2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称:	対象年度:	)
公表方法:		
中長期計画(名称:	対象年度:	)
公表方法:		

# 3. 教育活動に係る情報

# (1) 自己点検・評価の結果

公表方法:ホームページ上(大学案内「自己点検・評価」)に掲載している。

https://www.sai-junshin.ac.jp/appraise/

自己点検・評価報告書を作成し、外部評価委員会等、外部に公表している。

# (2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法:ホームページ上(大学案内「自己点検・評価」)に掲載している。

https://www.sai-junshin.ac.jp/appraise/

平成31年3月8日付で、適格と認められている。

- (3) 学校教育法施行規則第172条の2第1項に掲げる情報の概要
- ①教育研究上の目的、卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

#### 学部等名 こども学科

教育研究上の目的(公表方法:ホームページ上(大学案内「情報公開」に掲載している。) https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/

#### (概要)

教育研究上の目的については、埼玉純真短期大学学則 第1条 (目的及び使命)を以下のとおり定めている。

「埼玉純真短期大学学則 第1条( 目的及び使命)]

埼玉純真短期大学(以下「本学」という)は、教育基本法に則り、学校教育法の定める短期大学として、学術の理論及び応用を研究教授すると共に、純真学園建学の精神に基づき、健康にして良識ある人格高き社会の指導的人物を養成し、地域の発展に寄与することを目的とする。

卒業の認定に関する方針(公表方法:ホームページ上(大学案内「情報公開」)に掲載している。https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/

#### (概要)

卒業または修了の認定については、ディプロマ・ポリシーならびに埼玉純真短期大学学則第34条(卒業要件及び卒業の時期)において以下のとおり定めている。

### [ディプロマ・ポリシー]

本学は「気品・知性・奉仕」の学園訓(建学の精神)に基づき、「健康にして良識ある 人格高き社会の指導的人物を養成すること」を使命としています。この学園訓の具現化を 意図して教育課程を編成しています。

この教育課程における単位認定基準(知識・技術・態度等の達成度)によって認定された単位が卒業要件を満たし、かつ、社会人、職業人として自覚と責任を持った行動ができると判断した学生に学位を授与します。

- ①学園訓(建学の精神)に基づき、信頼される保育者としての専門的知識と技術を習得し、子どもの教育や保育に貢献できる能力と社会人・職業人としての責務を果たすことができる。
- ②子どもを取り巻く環境や成長と発達についての深い理解と知識を修得し、強い使命感と深い教育的愛情、豊かな教養とピュアな精神で多面的に諸問題を解決できる信頼される保育者となることができる。
- ③社会の事象に常に関心を抱き、的確に捉え、地域における課題を発見し、自らの問題として捉え、修得した知識や技術でこれらを解決することなどを通して地域社会に貢献することができる。

### 「埼玉純真短期大学学則第34条(卒業要件及び卒業の時期)]

次の要件を満たす学生について、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- (1) 本学に2年以上在学し、定められた教養教育科目・専門教育科目の単位ならびに必修単位を含め62単位以上を修得した者
- (2) 所定の納入金を納入した者
- (3) 短期大学士の学位を授与するにふさわしい人格識見と健全な精神を有していると判定された者
- (4) 卒業の時期は、学年の終了日とする。但し、前期の終了日までに本項第1号から第3号に規定する卒業の要件を満たした場合は、これを前期の終了日とすることができる。
- 2 転入学もしくは再入学者については、前項第1号に定める在学年限の規定にかかわら

ず、本学での在学年限を短縮することがある。

教育課程の編成及び実施に関する方針(公表方法:ホームページ上(大学案内「情報公開」)に掲載している。) https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/

#### (概要)

教育課程の編成及び実施に関する方針については、カリキュラム・ポリシーを以下のとおり定めている。

### [カリキュラム・ポリシー]

本学は「こども学」単科の大学で、保育士・幼稚園教諭などの保育者養成を目的としていることから、本学の学園訓に則り、次のことを意図して教育課程の編成と授業展開をしています。

- ①「愛情」「健康」「明るさ」など保育者としての基本的資質の上に、保育・教育に必要な専門的知識と技術の修得を確実なものとするため、理論と実践の科目をバランス良く配置するとともに、社会人として職業人としての責任を自覚し、広い視野で行動できるように科目を設けている。
- ②子どもを取り巻く環境に興味と関心の目を向け、豊かな知識と技術に裏付けられた責任 感や行動力を備えた保育者を目指し、問題発見や問題解決に積極的に取り組む意識と能力を養成するため、アクティブ・ラーニング方式で学ぶ科目を多く配置している。
- ③現代的諸問題に常に関心を持ち、社会の問題を自己の問題として捉え、考え、地域に貢献できる保育者となれるよう、外部講師招聘・キャンパス外での授業、地域の子ども達と交流を深める授業など多角的な授業展開ができるような科目を配置している。

入学者の受入れに関する方針(公表方法:ホームページ上(大学案内「情報公開」)に掲載している。) https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/

### (概要)

本学の学園訓である「気品」「知性」「奉仕」の精神を理解し、「健康にして、良識ある 人格高き社会の指導的人物を養成し、地域の発展に寄与する」という教育目標に応え、積 極的に学ぶ意欲と自らを高める努力を怠らない人物で、本学において学びたいという強い 意志と意欲を持った人物を求めます。

### ②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法:ホームページ上(大学案内「情報公開」)に掲載している。

https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/

# ③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

2 2 3 1 3 1 3 2 3 1 3 2 3 1 3 2 3 3 3 3										
a. 教員数(本務者)										
学部等の組織の名称 学長・ 教授 准教授 講師 助教 助手 その他 計										
一 1人 — 1人										
一 4人 5人 2人 2人 0人 13人										
b. 教員数(兼務者)										
学長・副学長 学長・副学長以外の教員 計										
0人 24人 24人										
各教員の有する学位及び業績 公表方法: https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/staff_list/										
c. F D (ファカルティ・ディベロップメント) の状況 (任意記載事項)										
毎年、月1回授業報告等を実施し、報告書を作成している。										

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに 進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

	* = *** * * * *			* = *** *	<i>v</i>				
a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等									
学部等名	入学定員	入学者数	b/a	収容定員	在学生数	d/c	編入学	編入学	
子即守石	(a)	(b)		(c)	(d)		定員	者数	
こども学科	150 人	143 人	95.3%	300 人	291 人	97.0%	0 人	0 人	
	人	人	%	人	人	%	人	人	
合計	150 人	143 人	95.3%	300 人	291 人	97.0%	0人	0 人	
(備考)		_				-	-		
1									

b. 卒業者数、	進学者数、就職者	数					
学部等名	卒業者数	進学者数	τ	就職者数 (自営業を含む。)	その	他	
こども学科	153 人 (100%)	(	0人 0%)	146 人 ( 95.4%)	1	4.6	7人 %)
	人 (100%)	(	人 %)	人 ( %)		(	人 %)
合計	153 人 (100%)	(	0人 0%)	146 人 ( 95.4%)	1	4.6	7人 %)
(主な進学先	• 就職先)(任意記載	事項)					
(備考)							

c. 修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年者数、中途退学者数(任意記載事項)								
学部等名	入学者数 修業年限期間内 留年者数 中途退学者数 その他							
 こども学科	158 人 (100%)	卒業者数 152 人 ( 96. 2%)	1人(0.6%)	5 人 ( 3.2%)	0 人 ( 0%)			
	人 (100%)	人 ( %)	人 (%)	人 (%)	人 (%)			
合計	158 人 (100%)	152 人 ( 96. 2%)	. 1 人 ( 0.6%)	5 人 ( 3.2%)	0人 ( 0%)			

(備考)入学後に実習等を経験する中で、進路変更や、学業から一度離れることを決断するケースなどが 多い。

# ⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

#### (概要

「学生便覧」(「学則別表」を含む)、「シラバス」を作成し、ホームページ上において も公開している。

## 学則別表

https://www.sai-junshin.ac.jp/junshin/wp-

content/uploads/2020/06/adce0478dff2e857e5677f12e9325b75.pdf

シラバス

https://www.sai-junshin.ac.jp/junshin/wp-

content/uploads/2022/04/bfcfb577ddceda6aecf5ad63a28falef.pdf

# ⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

### (概要)

学習の成果に係る評価については、埼玉純真短期大学学則第 33 条 (成績評価及び単位 認定)を以下のとおり定めている。

[埼玉純真短期大学学則第33条(成績評価及び単位認定)]

本学は、学修成績の評価方法を次のとおり定める。

- (1) 成績評価は、100 点を満点とし、S (100~90 点)、A (89~80 点)、B (79~70 点)、C (69~60 点)、F (59 点以下)の5 段階をもって評価する。60 点以上を合格、59 点以下を不合格とする。尚、第32 条に掲げる既修得単位の認定を受けた授業科目、あるいは本学の授業科目であっても科目によっては単位の認定を「T (認定)」と表示することがある。
- (2) 単位の認定は、必要な課程として定められた時数の3分の2以上出席し、本学の行う試験、その他による成績審査に合格したものに対して行う。ただし、第31条第1項の授業科目については学修の成果を評価して単位を認定する。

#### |※2~4 項については省略

卒業または修了の認定については、ディプロマ・ポリシー、埼玉純真短期大学学則第34条(卒業要件及び卒業の時期)を以下のとおり定めている。

## 「ディプロマ・ポリシー】

本学は「気品・知性・奉仕」の学園訓(建学の精神)に基づき、「健康にして良識ある 人格高き社会の指導的人物を養成すること」を使命としています。この学園訓の具現化を 意図して教育課程を編成しています。

この教育課程における単位認定基準(知識・技術・態度等の達成度)によって認定された単位が卒業要件を満たし、かつ、社会人、職業人として自覚と責任を持った行動ができると判断した学生に学位を授与します。

- ①学園訓(建学の精神)に基づき、信頼される保育者としての専門的知識と技術を習得し、子どもの教育や保育に貢献できる能力と社会人・職業人としての責務を果たすことができる。
- ②子どもを取り巻く環境や成長と発達についての深い理解と知識を修得し、強い使命感と深い教育的愛情、豊かな教養とピュアな精神で多面的に諸問題を解決できる信頼される保育者となることができる。
- ③社会の事象に常に関心を抱き、的確に捉え、地域における課題を発見し、自らの問題として捉え、修得した知識や技術でこれらを解決することなどを通して地域社会に貢献することができる。

[埼玉純真短期大学学則第34条(卒業要件及び卒業の時期)] 次の要件を満たす学生について、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- (1) 本学に2年以上在学し、定められた教養教育科目・専門教育科目の単位ならびに必 修単位を含め62単位以上を修得した者
- (2) 所定の納入金を納入した者
- (3) 短期大学士の学位を授与するにふさわしい人格識見と健全な精神を有していると判定された者
- (4) 卒業の時期は、学年の終了日とする。但し、前期の終了日までに本項第1号から第3号に規定する卒業の要件を満たした場合は、これを前期の終了日とすることができる。
- 2 転入学もしくは再入学者については、前項第1号に定める在学年限の規定にかかわらず、本学での在学年限を短縮することがある。

学部名	学科名	卒業に必要となる 単位数	G P A制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
	こども学科	62 単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
GPAの活用状況	(任意記載事項)	公表方法:		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法:		

# ⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法:ホームページ上(大学案内「情報公開」)「校地、校舎等の施設及び設備その他学生の教育環境に関すること」に掲載している。

https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/

## ⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考 (任意記載事項)
	こども学科	670,000円	300,000円	346,000円	施設充実費、実験実習費
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	

# ⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

### a. 学生の修学に係る支援に関する取組

#### (概要)

入学手続者に対して、「入学のしおり」「プレカレッジシラバス」を送付し、入学前 から授業や学生生活についての情報提供を行っている。入学前教育として実施している プレカレッジでは、保育・教育に関する授業を行い、大学での学びにつながるように支 援している。また、入学前、入学直後にもそれぞれオリエンテーションを行い、学生生 活、資格・免許状取得、実習、カリキュラムと単位、履修に関する説明等を行ってい る。実習に関しては、実習を終えた2年生から1年生への伝え合いを実施し、どのよう な学習と準備が必要かを学び、実習に向けたモチベーションを高める機会を作ってい る。学習成果の獲得に向けては、学生便覧・シラバス等履修や学習に必要な資料を配布 し(ウェブサイトでも公開)、資格取得に必修である実習に関しては「実習マニュア ル」を作成し活用している。さらに、ウェブサイト上でも、実習については「-在学生 ページ-保育実習・教育実習について」において実習への心がけ、よくあるQ&Aを掲 載し、実習を支援するとともに、「音楽」のピアノ学習については、ウェブサイト「-こども学科-ピアノレッスン」において、本学で必修課題としている「バイエル教則 本」の曲と子どもの歌について本学音楽教員によるアドバイス付模範演奏の動画を掲載 し、ピアノ学習を支援している。また、各科担当教員が課題を課し、授業外の学習を支 援するとともに、学習に不安を抱える学生には必要に応じて補習を行っている。

1年生はクラス担任、2年生はクラス担任とゼミ担任が、履修や学習についてのアドバイスを行い、基礎学力面で気になる学生や学習面に対して心配を抱える学生に丁寧な助言を行う等、支援を行っている。教員はオフィスアワーを設定し、具体的な学習内容や学生の学習上の悩みなどについて相談・指導を行えるようにしている。その他、公務員試験を目指す学生のための支援として一般教養問題に取り組む「教職教養演習」の科目を設けるなど、学生の将来への希望や関心に合わせた支援も提供している。

入学前後の成績や教職課程履修カルテの集計について分析を行い、教務委員会とIR 推進委員会で学習支援について方策の点検も行い、学生の状況に合わせて支援を工夫で きるように努めている。

# b. 進路選択に係る支援に関する取組

#### (概要)

本学は入学から卒業までの過程を教職員全体で見守り、学生が個々の特性や能力、考え方に応じた進路選択ができる支援に取り組んでいる。また、本学は保育系の短期大学であるため、個々の学生の「実習」での状況を重視して、進路支援委員会が実習指導委員会と密に情報共有して、学生により良い支援が出来るようにしている。さらに本学は卒業生が来学する場や、合同就職説明会の場を設け、就職先の情報収集を行い、それらを進路支援の参考に出来るよう取り組んでいる。進路支援委員会は、教職員間での情報共有や進路支援の在り方を常に問い直し、社会情勢に応じながらも学生一人ひとりのより良い進路支援に取り組んでいきたい。

### c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組

(概要)

#### 【健康管理】

本学では学生の健康管理ならびに健康維持のため、次のような対応を取っている。

#### 1. 保健室

学内の保健衛生と救急措置を目的として保健室を設置している。

急に体の変調をきたしたときや負傷した場合には、同室を利用するなどの処置を受けさ せている。

#### 2. 定期健康診断

毎年1回4月に学生の定期健康診断を実施している。この健康診断の結果、要注意または要治療の者については、できるだけ速やかにその旨を本人、保護者に通知している。 飲酒・喫煙については、本学の学生の多くが未成年であることから、法を遵守すること を理解させるだけでなく、年度当初のガイダンスにおいて、健康に及ぼす影響を説き、 学業に専念できる健全な生活の維持への理解を売るよう努めている。特に学生の喫煙に ついては、保育者・教育者として児童と関わることを念頭に、学生の健康と他への迷惑 を考考慮し、禁じている。

#### 【学生相談室】

学生相談室は、学生生活上の悩みに直面する学生に対し、カウンセリングを中心にとし た専門的支援を通して、学生の成長を支えるために設置されている。

本学の学生相談室は、臨床心理士の資格を持つ教員等により、心理・性格、心身の健康 をはじめとするさまざまな相談に応じている。学生のプライバシーを守りながら、一人 ひとりを尊重し個性を伸ばす可能性を探す手伝いを心がけている。

## ⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法: (大学案内「教職員紹介」)

https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/staff\_list/#

各教員の写真をタップすると、それぞれの研究や社会活動の内容が掲載されている。

## (別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合に は、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載するこ と。

学校コード	F211310102226
学校名	埼玉純真短期大学
設置者名	学校法人純真学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
	象者(家計急変 る者を除く)	32人	31人	35人
	第I区分	21人	22人	
内 訳	第Ⅱ区分	_	_	
1,4 .	第Ⅲ区分			
	・急変による ・象者(年間)			0人
合言	計(年間)			35人
	-la-th)= lax	http://www.initialians.com/	·w F ( )	White I a last of the We of the

- ※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅲ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令(令和元年政令第49号)第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。
- 2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数
- (1)偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

在問		
十间		

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専 攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含 む。)及び専門学校(修業年限が2年以下のもの に限る。)		
	年間	前半期	後半期	
修業年限で卒業又は修 了できないことが確定		0人	0人	
修得単位数が標準単位 数の5割以下 (単位制によらない専門学校 にあっては、履修科目の単位 時間数が標準時間数の5割以 下)		0人	0人	
出席率が5割以下その 他学修意欲が著しく低 い状況		0人	0人	
「警告」の区分に連続 して該当		0人	0人	
計		0人	0人	
(備考)				

<sup>※</sup>備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

	右以外の大学等	短期む。)	大学(修業年限が2年の 、高等専門学校(認定専巧 業年限が2年以下	枚科を含む	む。)及び専門学校(修
年間		前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学(期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。) の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	
\0//# +7	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の 効力の停止を受けた者の数

<u> </u>	
3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

			<b>9</b>
	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位 数の6割以下 (単位制によらない専門学校 にあっては、履修科目の単位 時間数が標準時間数の6割以 下)		0人	0人
G P A 等が下位 4 分の 1		0人	
出席率が8割以下その 他学修意欲が低い状況		0人	0人
計		0人	_
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。